

# 第1編 北九州市人権行政指針

## 第1章 指針策定の経緯と位置付け

### 1 指針策定の経緯

20世紀において人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、戦争がいかに人権を侵害するものであるか、また平和がいかにかけがえのないものであるかを学びました。

その反省と平和を願う世界的な取組みにより、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる「世界人権宣言（昭和23年（1948年）」が国連で採択されました。その後、すべての人々が自由と権利とを普遍的に享有できる社会の実現に向けた取組みが世界中でなされてきました。

北九州市では、昭和63年（1988年）12月にまちづくりの基本構想である「北九州市ルネッサンス構想」を策定、その中で特に市政の重要な課題として「人権意識の高揚と差別の解消」を掲げ、「世界人権宣言」に謳われた「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という理念の実現に向けて努力をしてきました。

人権教育・人権啓発の推進に関しては、平成9年（1997年）に市長を本部長とした「北九州市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成10年（1998年）10月に「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」を策定、「こころの『もやい』を大切にすまちづくり」「いのちと環境の調和を目指すまちづくり」という2つの柱を掲げた基本理念の実現に向けて、様々な施策を進めてきました。

また、平成14年（2002年）3月に同和問題解決のための「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる地対財特法）」が失効すること等から、同年2月に「北九州市人権・同和行政の基本方針」を策定しました。その中でこれまでの同和問題解決の取組みの成果と課題を踏まえて「同和問題を人権問題という本質から捉え、これまでの同和問題解決への取組みをあらゆる人権に関する問題の解決につなげていくという未来への大きな広がりをもった創造的、発展的な見地に立って、本市は、人権を尊重したまちづくりを目指す」という方針を明らかにしました。

こうした状況から、平成15年（2003年）4月、「北九州市人権施策審議会」を設置し、同年7月、「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」諮問しました。

平成17年（2005年）2月2日に答申を受け、同年11月、「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」の取組み状況や北九州市人権施策審議会答申を踏まえ、北九州市が21世紀に進める「人権文化のまちづくり」のための「人権行政指針」を策定しました。

## 2 指針の位置付け

この「人権行政指針」は、人権を尊重するという文化が北九州市民の日常生活の中に築かれ、まちづくりの主役である市民と北九州市とが力をあわせて「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や基本的な視点、施策の方向性を明らかにしています。

本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランにもまちづくりの取組みの柱の一つに「人権文化のまちづくり」を位置付けています。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」に示された地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るための指針です。

加えて、平成14年（2002年）2月に策定した「北九州市人権・同和行政の基本方針」の中で、本市が目指すこととした「人権を尊重したまちづくり」を実現するための理念や基本的な考え方、施策の方向性を掲げたものでもあります。

本市が行うすべての施策の計画策定や事業の推進にあたって、本指針に掲げた理念や基本的な考え方を踏まえることにより、人権が尊重されるまちの実現に努めます。

本指針を踏まえて行う「人権文化のまちづくり」の推進については、計画的に取り組むとともに、人権を取り巻く国内外の状況の変化や、国等の動向等を踏まえ、本指針は必要に応じて見直しを行いながら「人権文化のまちづくり」を進めていきます。

## 第2章 「人権文化のまちづくり」の推進

### 1 「人権文化のまちづくり」の推進にあたって

北九州市は「人権意識の高揚と差別の解消」の実現に向けて、同和問題をはじめとして、様々な人権課題を解決するための取組みを行い、人権が尊重されるまちづくりを目指してきました。

しかし、子どもや女性、高齢者、障害のある人などに対する身体的・精神的暴力や虐待などの人権侵害、また差別意識や偏見、理解不足などによる差別事象が発生しています。

この21世紀には、北九州市に暮らし、学び、働き、集うすべての人の人権が尊重され、人権が侵害されることのない社会、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことのできる社会の実現が求められています。

このような社会は、市民一人ひとり、地域、企業、行政の努力によってはじめて実現できるものです。これからは市民一人ひとりが人間としての尊厳を持つかけがえのない存在であることをお互いに尊重し、価値観や個性の違いを認め合い、支え合うという「人権を尊重し合う文化」を北九州市に創造することが必要だと考え、北九州市はその実現に向けて、「人権文化のまちづくり」を推進してまいります。

**「人権文化のまちづくり」とは**

**「市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前の行動として自然に現すことができる社会をつくること」**です。

「人権文化のまちづくり」を進めるということは、市民一人ひとりが個性や能力を発揮し自分らしく生きることができる社会、国籍・性別・年齢などに関係なく、価値観や個性の違いを認め合う多様性が認められる社会をつくることです。また、家庭や地域、学校、職場など日常生活の様々な場面における評価の基準が人権尊重の考え方に照らして判断される社会をつくることでもあります。

人権を尊重することが私たちの日常生活の中に文化として定着するように、北九州市は「人権文化のまちづくり」に向けて、まちづくりの主役である市民と力を合わせて努力していきます。

## 2 基本理念

「人権文化のまちづくり」を進めるために、次の3つの基本理念を定めて取り組みます。

### (1) 人間の尊厳

人権は「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利であり、日本国憲法において定められている侵すことのできない永久の権利です。

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民相互の間で人権の意義が正しく認識され、市民一人ひとりが「人間の尊厳」を持つかけがえのない存在として意識され、守られることが必要です。

### (2) 自立

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民がまちづくりの主役としての自覚を持って自ら考え、判断し、行動することが必要です。

### (3) 共生・協創

心がふれあう交流を通し、理解を深め、共に生き、支え合い、そしてお互いに協力し、創意を生かしながら「人権文化のまちづくり」に取り組むことが必要です。

さらに、地球環境をはじめとして身近な環境に至るまで、市民生活を取り巻くあらゆる環境との共生も大切です。

## 3 市民の役割として期待されるもの

「人権文化のまちづくり」は、行政の力だけで実現できるものではなく、「人権を尊重する」という市民の主体的な行動や取り組みと連携してこそ実現できるものです。

北九州市は、市民がまちづくりの主役であることを認識し、市民の自主性や主体性を発揮できる環境づくりに努め、「人権文化のまちづくり」に向けて行政総体として積極的に取り組みます。そのために必要な視点や推進策については第3章以降に記載します。

### (1) 市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりが人権を自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、自らの行動が人権を守る社会をつくるという意識を持ち、人権尊重の考えに裏打ちされた態度や行動を日常生活の中で実践することが必要です。

人権を尊重するという意識を高めるためには、地域で行われる人権に関する講座や人権啓発事業に参加するなど人権に関する情報に積極的に接することや、様々な人権課題の当事者をはじめとした多くの人々との交流やふれあいを通して人権について考え、人権を正しく理解することが大切です。

また、市民一人ひとりの人権意識の形成にとって、家庭の果たす役割は重要です。このため、親など大人が率先して日頃から人権に対する正しい理解や人権感覚の涵養に努め、大人自身が偏見を持たず、差別をしない姿勢を家庭の中で示すことが大切です。

人権を尊重し合う社会を築くためには、市民一人ひとりが思いやりや配慮にあふれた言葉を大切にすることも重要です。また、差別や虐待など地域で生じる様々な課題を自分の身近な問題としてとらえ、解決のための取組みに積極的にかかわることも求められています。

## (2) 地域の役割

地域には、住民が相互に協力し合いながら、誰もが暮らしやすい地域コミュニティをはぐくむという役割があります。このため、まちづくりの重要な担い手である町内会、自治会等の地域団体と地域の一員である医療機関、福祉施設をはじめとした事業所、企業、市民活動団体(※)等が連携、協働するネットワークを形成しながら、人権を尊重したまちづくり活動に取り組むことが必要です。

地域住民がそれぞれの力を出し合い、協力、連携を図りながら人権を尊重したまちづくり活動を推進していくことで、住民の「交流」や「ふれあい」が促進され、「支え合い」が深まり、地域コミュニティが形成されていきます。

このため、次代を担う子どもたちを含めた地域住民の心がふれあう交流事業を実施したり、人権を尊重したまちづくり活動を推進する人材をはぐくむ環境づくりを進めることが重要です。

(※) 市民活動団体

NPO(民間非営利組織)、ボランティア団体、様々な人権課題の当事者の団体等のことを示しています。以下、本指針では「市民活動団体」と記載します。

## (3) 企業の役割

企業は「企業市民」として、その社会的責任を自覚し、地域社会に貢献することが求められています。企業は地域社会の一員として、人権尊重という視点を入れた取り組みやまちづくり活動に意義を見出し、積極的に活動することが必要です。

誰もが働きやすい職場づくり、安全で安心な商品やサービスの提供、人権や環境に配慮した取組みなど企業活動のすみずみにまで人権への配慮が根付くよう、企業内の人権意識を高めるための取組みが大切です。このため人権に関する研修や事業所内での啓発活動を計画的、継続的に実施するための体制の整備が望まれます。

特に、医療機関や福祉施設をはじめとした人権にかかわりの深い事業所は、従事者等の人権意識の向上が重要であることから、人権に関する研修体制の充実が求められています。

また、企業は「企業市民」として「人権文化のまちづくり」の推進に積極的に参画するとともに、企業で働く一人ひとりが「よき市民」として地域貢献できるような環境づくりも大切です。なによりも経営のトップに立つ人が、「人権文化のまちづくり」の意義を理解し、人権尊重社会の実現に向けてリーダーシップを発揮することが重要です。

#### 4 「人権文化のまちづくり」を進めるための市民運動

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民の間に人権を尊重するという気運を醸成することが必要です。また、「人権文化のまちづくり」は、まちづくりの主役である市民の知識や経験、能力、行動力が十分発揮できるよう、市民と北九州市とが創意工夫し協働しながら進めることが必要です。

このため市民が具体的に実践できる市民運動として、「人権の約束事運動（12頁参照）」を推進します。

また、「人権文化のまちづくり」の実現に必要な人権施策や人権教育・人権啓発の推進に際しても、市民参加・市民参画を得ながら、市民に身近な取組みとなるよう努めます。

## 第3章 人権施策の推進

北九州市が行う施策は福祉、教育、文化、経済活動等多岐にわたっています。これらの施策は市民の基本的な人権の享有や豊かな社会生活を送るために欠くことのできないものです。このことから、北九州市が行うすべての施策が人権にかかわる施策であるということができません。

このため、北九州市はすべての施策において人権尊重を基調とし、「人権文化のまちづくり」を推進するため行政総体として取り組みます。

また、施策を推進するにあたってはすべての市職員が人権尊重の意義を正しく理解し、市民の生活を守るという姿勢と意欲、自覚を持って取り組み、市民から信頼される市職員となるよう努めます。

北九州市が人権施策を推進するにあたっての基本的な視点と推進策を次のとおりとします。

### 1 基本的な視点

#### (1) 人権尊重の視点に立った施策の推進

北九州市は、人権の尊重がすべての行政施策の根幹であることを認識し、あらゆる施策において「人権を尊重する」という視点を据えます。

#### (2) 市民が主役となる施策の推進

「人権文化のまちづくり」の主役は市民です。北九州市はこのことを踏まえ、市民が人権を身近に感じ、理解を深めるとともに、「人権文化のまちづくり」に向けて自主的、主体的に行動できる施策の推進に努めます。

#### (3) 「いのち」をつなぐ環境づくり

北九州市が行うすべての施策は人権にかかわる施策であり、人間の尊厳を守る施策であり、人間の根源である「いのち」を将来に向かってつないでいく施策でもあります。

人間と地球環境との共存という大きな視点を踏まえ、市民が健康で快適に、安全に、そして安心して暮らしていくための身近な環境づくりを進めていきます。

## 2 人権施策を推進するための取組み

### (1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」

北九州市が「人権文化のまちづくり」を進めるためには、すべての施策が人権にかかわる施策であることを踏まえ、常に人権尊重の視点に立って施策を推進する必要があります。また、「人権文化のまちづくり」を特定の部局に限った取組みとせず、すべての部局で推進します。

行政総体として人権行政を推進するためには、施策相互の関連性を重視し、関係部局が連携を図るとともに、広い見地からの総合的な取組みが必要です。

このため、施策を総合的・効果的に推進するための横断的組織として、市長を本部長とする「北九州市人権施策推進本部」を置き、新たに生じる人権課題等にも全庁的に取り組みます。

また、「人権文化のまちづくり」に向けて市民、地域、企業等と北九州市とが連携、協働して取組みを進めます。

さらに、人権問題が個々の独立した問題ということではなく、複合的に存在する問題でもある、という視点を持って、今後も取組みを進めていきます。

#### ◆施策の方向性

- ・ 全庁的に取り組むための「北九州市人権施策推進本部」の運営
- ・ 市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重
- ・ 市民、地域、企業等と北九州市とが連携、協働した取組みの推進

### (2) 市民参加・市民参画の促進

「人権文化のまちづくり」を進めるためには、まちづくりを市民が身近に感じ、市民がまちづくりの主役として主体的に行動することが求められます。

このため、市民が市政に参加・参画できる機会の確保に努めるとともに、市民との情報の共有化を図り市政に対する関心や信頼を高めるための取組みを推進します。市民活動団体との連携や協働も推進します。

また、「人権文化のまちづくり」に地域社会全体で取り組む気運を高めるための取組みを推進します。

#### ◆施策の方向性

- ・ 事業計画段階からの市民参加、市民参画機会の確保
- ・ 「人権文化のまちづくり」に関する効果的な市政情報等の提供
- ・ 市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進
- ・ 地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援

### (3) 「人権の約束事運動」の推進

「人権文化のまちづくり」を進めることは、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことができる社会を築くことです。

市民一人ひとりがそのことを理解し、日常生活の中で人権を尊重し、行動として現せるようなまちを目指す「人権の約束事運動」を市民とともに推進します。

具体的には、国連のグローバル・コンパクト（※）の手法を参考に、人権に関する身近なテーマを市民相互の“約束事”として掲げ、守る、“北九州市版グローバル・コンパクト（協定、約束）”の活動を中心にしながら取組みを進めます。

「人権の約束事運動」の趣旨に賛同し、市民の立場で運動を広めていく、広範な市民、企業等を構成員とする団体等で組織する「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働して推進します。

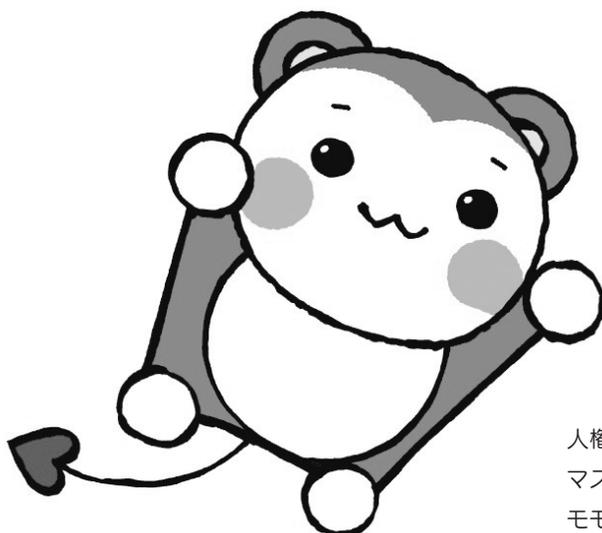
「人権の約束事運動」の実施にあたっては、他の市民運動との整合性を図り、市民にとって実践可能な運動となるよう努めます。

#### （※）国連グローバル・コンパクト

国連のアナン事務総長が提唱し、2000年に国連本部で正式に発足しました。加盟した企業は、人権・労働・環境に関して国際的に認められた規範を遵守し、実践することを通じて企業の社会的責任を果たし、「より良き地球市民」を目指すものです。

#### ◆施策の方向性

- ・「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働した「人権の約束事運動」の推進
- ・「人権の約束事運動」への参加促進および内容の充実



人権の約束事運動  
マスコットキャラクター  
モモマルくん

#### (4) 人権感覚に優れた職員の育成

北九州市のすべての職員は、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立った業務を遂行するとともに、「人権文化のまちづくり」に自らも参画するという自覚を持つことが必要です。

このことから、職員一人ひとりが人権行政の推進者としての自覚と使命感を持ち、人権尊重の視点に立った業務を遂行するため、一層効果的な職員研修を推進します。

##### ◆施策の方向性

- ・参加型や体験型研修など効果的な研修の推進
- ・効果的な職場研修の推進

#### (5) 行政施策の評価と検証

すべての施策が人権にかかわる施策であることや人権を尊重することが豊かな地域社会にとって欠くことのできないものであることを踏まえ、北九州市が行う施策が人権の視点に立ったものかどうかを見極め、施策の見直しや改善をすることが必要です。

このため、行政に対する理解と信頼を深めるために人権尊重の視点に立って行政施策が実施されているか、評価や検証を行います。

さらに、北九州市人権施策審議会において人権行政を市民の視点で見守るとともに、本市の人権施策の推進にかかる基本的事項を調査審議します。

##### ◆施策の方向性

- ・人権尊重の視点に立った行政施策の評価・検証

#### (6) 人権のネットワークの充実

「人権文化のまちづくり」は、社会全体で取り組むことが必要です。また、人権に関する市民ニーズが多様化する中では、柔軟な発想と行動によってまちづくり活動をしている市民活動団体等との連携や協働が重要となります。

このため国、県等の行政機関はもとより人権擁護委員（※）や民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等との連携を充実・強化し、人権を尊重したまちづくり活動を促進します。

特に市民活動団体とは、団体の自主性を尊重し、対等なパートナーシップを築きながら、人権問題に関する情報交換や地域での交流活動の実施など、連携や協働を促進します。

さらに、これらのネットワークを活用しながら人権に関する情報を市民に効果的に提供できるよう努めます。

##### （※）人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員法に基づく人権相談や調査・救済、啓発活動をしています。市町村長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者を選び、議会に諮った上で、法務大臣に推薦します。

## ◆施策の方向性

- ・ 国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進
- ・ 地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実
- ・ ネットワークを活用した人権に関する情報の効果的な提供

## (7) 人権に関する相談・支援機能の充実

人権問題が複雑化・多様化しており、人権侵害に関する相談内容も多岐にわたることから、あらゆる人権相談に対して迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要です。

このため、法務局など関係機関等と連携を図りながら相談機能を充実し、市民のニーズに的確に対応できるように努めます。

また、人権に関する相談は、人権侵害を受けた人の救済だけでなく、人権侵害の発生や拡大の防止にもつながります。

このため、相談を通じて人権侵害の実情や傾向を把握し、必要な施策につなげるよう努めます。また、様々な人権課題の当事者など市民が行う人権問題の課題解決に向けた自主的、主体的な活動との連携や協働を進めます。

## ◆施策の方向性

- ・ 関係機関との連携による相談機能の充実
- ・ 相談窓口職員の資質向上
- ・ 相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実
- ・ 市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実

## (8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援

企業の社会的責任が注目される中、企業は企業内の人権意識を高めるとともに、「企業市民」としての地域貢献に対する積極的な活動が望まれています。

このため、企業との連携を強化しながら企業の人権啓発活動に対する支援を行うなど、企業としての人権意識を高め、地域貢献に取り組みやすい環境を整えます。

さらに、市の出資法人や公の施設の管理運営を行う団体（指定管理者）は、人権尊重の視点を持った業務の遂行が求められます。このため、職員・従事者等の人権意識を高めるための取組みを支援します。

## ◆施策の方向性

- ・ 北九州市人権問題啓発推進協議会や企業内同和問題研修推進委員会等との連携による人権に配慮した取組みへの支援
- ・ 人権啓発資料や講師情報の提供など職場研修等への支援
- ・ 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援

## (9) 地域の拠点機能の充実

地域における「人権文化のまちづくり」の推進は、地域の実状を踏まえた学習機会の提供を行い、市民の自主的、主体的な活動につながるような取組みを行うことが大切です。

地域交流センター（※）は、隣保館として相談事業や啓発・広報活動事業及び地域交流事業など開かれたコミュニティセンターとしての取組みを積極的に推進するとともに、「人権文化のまちづくり」における人権啓発の地域の拠点となる必要があります。

このため、市民、市民活動団体、保育所、幼稚園、学校、市民センター、地域、企業等との連携を図り、地域における人権啓発活動を通してコミュニティをはぐくむ場として、機能の充実に努めます。また、職員自らが一層の人権尊重意識を高めるとともに人権啓発推進者としての資質の向上を図っていきます。

また、市民センターは、様々な地域活動の拠点であり、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持ってコミュニティ活動に参加し、地域全体で力を合わせた取組みが行われています。「人権文化のまちづくり」に向けて、地域のこのような取組みの中で、住民がお互いに人権を尊重し合うことの大切さを理解し、人権尊重の視点を踏まえた「ふれあい」や「交流活動」が実践されることが重要です。

このため、地域交流センターと連携し、人権に関する学習機会を提供したり、地域で人権啓発等を推進する人材を養成するなど、人権を尊重したまちづくり活動が地域に根付き、市民センターが「人権文化のまちづくり」の拠点となるような環境づくりに努めます。

### （※）地域交流センター

地域交流センターは、社会福祉法に基づく隣保館として市内に9館設置されました。

「人権を尊重したまちづくり」を推進する中心的役割を担う施設として、福祉の向上や人権啓発など住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターを目指しています。地域交流センターでは、人権啓発事業や講座を開催し、また、生活上のさまざまな相談に応じ、人権課題の解決に努めています。

### ◆施策の方向性

- ・ 地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実（再掲）
- ・ 研修の充実による職員の資質向上
- ・ 地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援（再掲）
- ・ 地域における、地域交流センターと市民センターの連携強化

## 第4章 人権教育・人権啓発の推進

新たな人権課題が生じるなど人権問題が複雑化・多様化している今日、様々な人権問題の根底にある共通の構造を見据えた総合的な人権教育・人権啓発の構築が求められています。

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民参加・市民参画を得ながら人権教育・人権啓発に取り組んでいくための基本的な視点と取組みを次のとおりとします。

### 1 基本的な視点

#### (1) 自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権への配慮を日常の態度や行動として自然に現すことができる人権感覚を十分に身に付け、人権を自分自身の課題としてとらえることができるよう、人権教育・人権啓発の推進に取り組みます。

#### (2) 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民を対象に、地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して人権教育・人権啓発に取り組みます。

子どもの発達段階や市民のライフサイクルに応じて、学習意欲の高まりや興味の深まりに沿うよう、内容や手法の工夫に努めます。

#### (3) 市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発は人の心のあり方にかかわるものであり、その推進にあたっては、市民に広く理解され共感を得るとともに、市民一人ひとりの自主性を尊重し、押し付けにならないように留意します。

また、行政の主体性を確保し、中立公正な立場でその役割を果たします。

## 2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

### (1) 人権教育

#### ① 学校教育

(基本的な考え方)

学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し義務や責任を果たす態度など、「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します。人権教育は学校教育の重要な柱であり、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組んでいきます。

人格が形成される時期にあたる学校での人権教育の果たす役割は極めて重要です。一人ひとりの子どもが、自分の人権と同様に他者の人権をも尊重でき、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるような人権教育を推進します。

#### ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進

学校生活全体を通じて子どもたちの人権感覚をはぐくむ環境づくりに努め、人権尊重を基本とした学校運営を推進していくことが必要です。

このため、学校の教育活動の全般を人権という視点からとらえるように努めます。

さらに、人権教育に教職員が一体となって取り組む体制を整え、学校全体で目標や計画の共通理解を図りながら組織的・継続的に取り組みます。

##### ◆施策の方向性

- ・安全で楽しく学べる環境づくり
- ・個に応じた指導の充実
- ・教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実
- ・学校の人権教育の目標・計画を明確にし、学校全体で人権教育に取り組むための体制の整備

#### イ 指導方法・教材の改善と充実

人権についての課題意識を持って自ら考える力や実践的な行動力を育てるためには、子どもの自主性を尊重しながら人権教育を進める指導方法や教材の改善・充実を進めていくことが必要です。

このため、知識偏重に陥らないように多様な体験活動や交流学习の実施や、学習教材に身近な事柄を取り上げるなど子どもたちの興味・関心を生かすなどの工夫を行います。

##### ◆施策の方向性

- ・確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実

## ウ 人権感覚に優れた教職員の育成

人権教育を進めるうえでは子どもに接する教職員の姿勢そのものが重要であり、教職員自身が様々な人権問題への深い理解と人権に対する鋭い感性をもち、自らの人間力を高めるように努める必要があります。

このため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ります。

### ◆施策の方向性

- ・ 職務に応じた教職員研修の充実
- ・ 実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充

## エ 地域・家庭との連携

地域・家庭・学校がそれぞれの教育機能を生かしながら連携を図り、人権教育に取り組んでいく必要があります。

このため、保護者や地域の人々の学校教育への参加や、地域・家庭・学校間の情報の共有を進めるなど「開かれた学校づくり」に努め、学校での人権教育の成果を家庭や地域にも伝えることで、人権教育の効果を高めていきます。

また、人権教育を一層効果的に推進するため、学校間の連携に努めます。

### ◆施策の方向性

- ・ 地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進
- ・ 「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加
- ・ 学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進

## ② 社会教育

(基本的な考え方)

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、地域、家庭、職域などあらゆる場で、地域の実情に応じた多様な学習機会の充実を図ります。

人権問題が複雑化・多様化する中で、様々な人権問題についての総合的な理解ができ、学習効果や学習意欲が高まるような学習プログラムの提供に努めます。学習活動や人権を尊重したまちづくり活動に市民一人ひとりが主体的に参加することを促し、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けられるよう、効果的な人権教育を進めます。

## ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出

市民が主体的に人権学習に取り組む意識を醸成するためには、学習成果を生かした実践活動を通して新たな学習意欲を喚起し、学習活動をさらに進展させることが必要です。

このため、学習機会の提供とともに学習成果の活用に努め、学習の場と実践活動の場を結びつけるなど学習サイクルが生まれるような工夫に努めます。

また、人権・環境問題を人間の根源的な課題と認識し、生涯学習における重要なテーマとして位置付けて取り組みます。

### ◆施策の方向性

- ・ 学習成果が実践活動に生かされる学習体系の整備
- ・ 多様な手法を用いた学習プログラムの提供
- ・ 市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供

## イ 地域交流活動の促進

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが心と心のつながりを感じ、互いに支え合える社会を作り上げていくことが必要です。

このため、住民が気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティア活動等への市民の参画を促進し、個性や価値観が異なる人との交流や人権課題の当事者との交流などにより相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。

### ◆施策の方向性

- ・ 市民の主体的な活動の支援
- ・ 地域活動等への青少年の参加促進
- ・ 地域・家庭の教育力向上の取組みの推進

## ウ 指導者の育成

「人権文化のまちづくり」を市民の主体的な参加を得ながら進めていくためには、地域における学習活動、交流活動、ボランティア活動等の実践活動を活性化させていくことが必要です。

このため、地域の実践活動において指導的役割を果たす人材の養成や資質向上に努めます。

また、市民センター館長等の資質向上を図り、地域における効果的な人権教育の推進に努めます。

### ◆施策の方向性

- ・ 社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実

## (2) 人権啓発

(基本的な考え方)

人権啓発の目的は、市民一人ひとりが「人間の尊厳」に基づく人権を正しく理解するとともに、その重要性を認識し、人権を尊重する態度や行動を日常生活の中で自然に現すことができる社会の実現であり、「人権文化のまちづくり」を推進していくことです。

北九州市では、総合的な人権啓発を行うため、市民が人権問題に関心を持ち自発的な学習ができるように、人権推進センターを中心として、講演会、研修会、人権講座等の実施や人権情報の提供、啓発イベントの実施など、市民生活の中に人権尊重の精神が広範に根付くための様々な啓発活動を行っています。

個別の人権課題ごとには、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画フォーラム in 北九州」、障害のある人への理解と交流を促進する「障害者週間」、エイズに関する正しい知識の普及と啓発を目的とした「エイズデー」等において、市民一人ひとりに個別の人権課題に関する正しい知識を身に付けてもらうための啓発を行っています。

市民一人ひとりが人権についての正しい知識を学び、人権問題を自分自身の課題として受け止め、人権尊重の精神が生活の中で生かされるような啓発活動を、市民の理解と参画を得ながら取り組んでいきます。

### ① 啓発活動の充実・推進

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていくためには、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供等ではなく、市民の理解と共感を得るとともに、人権を身近に考えることができる人権啓発を推進することが必要です。

また、「人権文化のまちづくり」を進めるために、市民が主体的に人権を尊重する気運を醸成するような啓発活動を進めることも重要です。

このため、市民の多様な興味や関心に応じた手法の検討など創意工夫しながら、人権啓発を積極的、効果的に推進するとともに、市民の主体的な人権尊重の実践活動につながるようなきめ細かな啓発活動に努めます。

#### ◆施策の方向性

- ・参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進
- ・市民ニーズや事業効果の把握
- ・人権情報の効果的な提供
- ・市民が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援

## ② 人材育成の充実

市民が人権学習や様々な人権啓発活動に自主的、主体的に取り組むためには、体系的な学習や経験を積んだ人権啓発推進者の協力や支援が必要です。

北九州市は、企業をはじめ自治会や行政機関等で組織された「北九州市人権問題啓発推進協議会」と共催で、人権啓発推進者の養成講座を実施しています。人権啓発推進者が地域や職域等でより積極的に活動できるよう養成講座の充実や活動の場づくりを進めます。

地域における人権学習や人権啓発活動を推進するためには、地域住民の中から人権啓発を推進する人材が輩出されることが望まれます。このため広範な市民が人権啓発推進者となることのできるような環境づくりを行います。また、地域のまちづくりの拠点である地域交流センター等の職員が人権啓発に関してリーダーシップを発揮できるような人材養成に努めます。

さらに、人権啓発推進者と連携、協力して「人権文化のまちづくり」を進めるための活動を企画するなど、地域での人権啓発活動をけん引し、まちづくりを人権の視点でコーディネートする人材を育成します。

### ◆施策の方向性

- ・ 人権啓発推進者の組織化（ネットワーク化）等による人権啓発活動の充実
- ・ 広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大
- ・ 地域交流センター等職員の人権啓発推進者としての研修の充実
- ・ 地域の人権啓発の核となる人権啓発コーディネーターの育成

## ③ 地域における啓発活動の推進

「人権文化のまちづくり」を進めるためには地域のコミュニティ活動においても、市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さを実感でき、相互理解が深まるような啓発活動や交流事業が継続的に行われることが必要です。

このため、地域のあらゆる機会や場を通じて人権について学ぶ機会の拡充に努めます。

また、市民が自主的に学ぶ機会を企画するなど、人権啓発活動や交流活動に気軽に取り組めるような環境づくりに努め、地域住民の自主的、主体的な活動を支援します。

### ◆施策の方向性

- ・ 地域交流センターや市民センターにおける学ぶ機会の拡充
- ・ 人権啓発推進者や人権啓発コーディネーターによる家庭、学校、地域、職域等での学ぶ機会の拡充
- ・ 市民ニーズや地域の実情に応じた啓発活動への支援
- ・ 地域での人権学習への支援

#### ④ 企業の啓発活動への支援

企業にとっては、誰もが働きやすい職場環境の整備はもとより、従業員の人権意識の高揚を図ることが重要であり、企業内において計画的、継続的に研修を行っていく体制が望まれます。

このため、企業の効果的な人権研修や人権に配慮した企業活動を推進するための支援を積極的に行います。

##### ◆施策の方向性

- ・ 企業研修を充実させるための人権啓発推進者の養成支援
- ・ 講師情報や啓発資料・教材等の提供など人権研修への支援
- ・ 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援（再掲）

#### ⑤ 人権啓発ネットワークの充実

人権問題が複雑化・多様化している現在、より効果的な人権啓発を行うためには、行政等の公的機関だけでなく市民活動団体をはじめ社会全体でネットワークを構築し啓発活動を行うことが必要です。

このため、人権問題の当事者団体をはじめとした市民活動団体等と人権啓発に関する情報交換や協働事業を行うなど人権啓発のネットワークを充実します。

また、市民の自主的な人権啓発活動を促進するために、人権に関心の高い市民が気軽に交流できる機会と場の提供に努めます。

##### ◆施策の方向性

- ・ 市民活動団体等との連携による人権啓発活動の充実
- ・ 人権情報の交換や交流等市民活動の交流を促進する機会と場の提供

#### ⑥ 調査・研究機能の充実

人権を身近に感じることができる効果的な人権啓発を行うため、啓発活動のあり方、手法等に対する市民のニーズや先進的な啓発手法についての積極的な情報収集や調査・研究を行うことが重要です。

このため、人権に関する情報の収集や人権啓発に関する調査・研究に努めるとともに、市民のニーズや事業効果を把握し、効果的な啓発活動に努めます。

##### ◆施策の方向性

- ・ 大学・研究機関等との連携による人権情報の収集や啓発手法等の調査・研究
- ・ 市民ニーズや事業効果の把握（再掲）

## ⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実

「北九州市人権問題啓発推進協議会」は、北九州市と協働し、人権啓発推進者養成講座や講演会の開催、独自の啓発資料等の作成など幅広い視点から人権啓発活動を行っており、今後も活動の充実が望まれます。

そのため、さまざまな団体が参加し、人権啓発を推進するうえで重要な役割を果たす同協議会が活動を充実するための連携や支援を強化します。

### ◆施策の方向性

- ・北九州市人権問題啓発推進協議会の組織や活動の活性化に対する連携・支援

# 人権文化のまちづくりの推進体系

